

重大事態発生時の組織的対応(教育委員会との連携)

重大事態が発生した場合、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から、どのような様態であったか、いじめの背景事情や生徒の人間関係の様態、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り明確にすることが必要。

- 教育委員会が調査主体となった場合、附属機関において調査を速やかに実施する。(弁護士・精神科医・学識経験者・心理や福祉の専門家を充てる。)
- 教育委員会が調査主体を学校とした場合、学校に設置している「いじめ防止対策のための組織」を母体とし、重大事態の状況に応じて専門家を加え速やかに調査を実施する。教育委員会は学校に対して必要な指導を行い、専門的知識及び経験を有した第三者を派遣する。
- 重大事態と判断した場合、教育委員会に速やかに報告し対応を相談する。また、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

